

給与支払報告書／特別徴収に係る給与所得者異動届出書への記載について

1. 給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、市長に提出した令和3年分の給与支払報告書に記載された方のうち特別徴収税額がない方で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった方がある場合に4月15日までに市長に提出してください。

2. 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、給与の支払を受けている方で、特別徴収税額のある方が給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに市長に提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった方の市民税・県民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市長に対する届出書は、その市長から特別徴収税額の通知のあった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。

3. 「異動後住所」欄には、退職等で転出・転居し、住所が変わった場合の住所を記載してください。異動後の住所が不明のときは、空欄としてください。

4. 「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄には、次の要領により記載してください。

- (1) 給与の支払を受けなくなった方が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、「1. 特別徴収継続」をチェックし、2段目（納税者が～）も記載してください。
- (2) 退職後令和5年5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、「2. 一括徴収」をチェックし、3段目（給与等の～）も記載してください。
- (3) (1)又は(2)に該当しない場合には、「3. 普通徴収」をチェックしてください。（注…次の①から③までの理由に該当しない場合や、新しい勤務先において特別徴収の継続の希望がない場合は、特別徴収義務者は**必ず一括徴収しなければなりません。**）
 - ① 異動が令和4年12月31日までで、一括徴収の希望がないため。
 - ② 令和5年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額以下であるため。
 - ③ 死亡による退職であるため。

5. 「1月1日以降退職時までの給与（賞与を含む）支払額」欄には、退職により給与の支払を受けなくなった場合に、その年の1月1日から退職時までに支払の確定した給与額を、「1月1日以降退職時までの控除社会保険料額」の欄には、退職時までに給与から控除した社会保険料の額を記載してください。

6. ※印「市処理欄」は、記載しないでください。

7. 特別徴収税額のない従業員の方でも、育児休業・退職等の異動がある場合は、異動届を提出してください。